

錦江町農業委員会 9月定例総会会議録

○ 開催日時 令和4年9月27日（火） 午後1時30分から

○ 開催場所 本庁2階会議室

○ 委員（農業委員14人、農地利用最適化推進委員8人）

会長	1番	宿利原 勝吉
会長代理	2番	鈴 一磨
委員	3番	徳永 哲朗
委員	4番	毛下 利美
委員	5番	鳥越 秀一
委員	6番	元丸 敏朗
委員	7番	寺田 郁哉
委員	8番	貫見 和洋
委員	9番	内菌 雄治
委員	10番	鍋 康博
委員	11番	本釜 好子
委員	12番	宿利原 進
委員	13番	安水 純一
委員	14番	坂元 博美

農地利用最適化推進委員	内菌 政文
農地利用最適化推進委員	山中 徹
農地利用最適化推進委員	水流 佳文
農地利用最適化推進委員	竹原 政洋
農地利用最適化推進委員	畠中 正秋
農地利用最適化推進委員	折小野 道男
農地利用最適化推進委員	横原 利己
農地利用最適化推進委員	弓指 義洋

○ 欠席

農業委員 鳥越委員、内菌委員

○事務局職員 事務局長 池之上 和隆 書記 永田 宗成・折久木まり子・鶴田 明

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第18号 農地法第3条許可申請について

議案第19号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地
利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第20号 農用地利用状況調査に係る非農地判断について

○事務局	皆さんお疲れさまです。それでは時間になりましたのでただいまより、令和4年9月錦江町農業委員会定例総会を開催いたします。すいません姿勢を正してください。一同礼。それでは、農業委員会憲章の朗読を14番、坂元委員にお願いいたします。
○坂元委員	憲章朗読
○事務局	はい、ありがとうございました。それでは、会長がご挨拶申し上げます。
○会長	皆さんこんにちは。先日の台風14号により、田んぼや畑が大変傷んでおります。後片づけが大変だったろうと思っております。それに、カライモの基腐病は台風の後に出てきておりますが、早めに収穫方を願いたいと思います。それでは、ただいまより令和4年9月錦江町農業委員会の議事を開会いたします。鳥越委員と内菌委員の欠席の申出が来ておりますが、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせいたします。それでは、錦江町農業委員会規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に、13番、安水委員と14番、坂元委員を指名しますのでよろしくお願いたします。次に会務報告についてを議題としますが、事務局の報告をお願いいたします。
○事務局	はい。会務報告を申し上げます。資料の1ページですが、会務報告（8月）で書いてありますが、ここは9月の間違いでございました。申し訳ございません。9月6日町議会が開会いたしまして私が出席しております。7日も同様に町議会の一般質問が行われたところでございます。8日は、県農業委員会女性委員の会総会及び研修会が志布志市でございまして、本釜委員と毛下委員、折久木書記が出席しております。26日、昨日でございまして、町議会の最終本会議が開催されました。27日、本日でございまして、農業委員会の9月定例総会を開催したところでございます。以上です。
○会長	ただいまの会務報告について、質問等はありませんか。
○委員	なし。
○会長	ないようですので以上で会務報告を終わります。付議事項に入ります。議案第18号、農地法第3条許可申請についてを議題としますので、説明をお願いいたします。
○事務局	はい、では、3ページをお開きください。受付番号11番、譲渡人が、〇〇さん、愛知県の方になります。場所が、馬場字広畑4830番1。地目が田、現況も田ですね。地積が1,262㎡です。もう一筆が、馬場字井手草5525番7、地目が台帳現況ともに田、地積が2,462㎡です。譲受人は、〇〇さん、半下石の方になります。経営規模等は、お目通しください。以上になります。
○会長	ただいま説明がありましたが、畠中推進委員の報告をお願いいたします。
○畠中推進委員	報告します。〇〇さんは、半下石出身ですが、現在名古屋に住んでみえます。〇〇さんは本業は車の修理業なんですが、稲作、WCS、インゲン等、農業に従

	事されており、農地もよく管理されており、問題ないと思います。以上です。
○会長	ただいま事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○鍋委員	金額的にはどの位。
○畠中推進委員	〇〇円と聞いております。
○会長	全部で〇〇円。
○畠中推進委員	全部で〇〇円と聞いています。
○会長	ほかにありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決いたします。お諮りします。議案第 18 号については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。従いまして議案第 18 号については、原案のとおり許可することに決定しました。次に、議案第 19 号農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定による農用地利用集積計画の錦江町長に対する要請についてを議題としますが、今回は 2 回に分けて審議したいと思います、異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。それでは受付番号 79 番から 83 番について説明をお願いいたします。
○事務局	はい、では 5 ページをお開きください。受付番号 79 番、貸し人が、〇〇さん、段中野の方です。場所が、城元字菖蒲ケ迫 4285 番 1、地目が畑。地積につきましては、1 万 1,356 ㎡のうち、6,356 ㎡ということです。期間が令和 4 年 12 月 15 日から、令和 9 年 12 月 14 日までです。小作料については〇〇円となっております。借り人が〇〇さん、笹原の方になります。受付番号 80、81 番の貸し人が、〇〇さん、京町の方です。場所が、城元字長ホケ 5219 番 2、地目が畑、地積が 1,588 ㎡です。もう一筆が、城元字長ホケ 5219 番 3、地目が畑、地積が 1,446 ㎡です。期間が令和 4 年 12 月 15 日から令和 7 年 12 月 14 日までです。小作料は〇〇円となっております。借り人が、〇〇さん、川北の方になります。受付番号 82、83 番が、貸し人が〇〇さん、辺志切の方です。場所が田代川原字新村 1320 番 1、地目が田、地積が 639 ㎡です。もう一筆が田代川原字新村 1320 番 2、地目が田、地積が 370 ㎡です。貸付け期間が、令和 4 年 9 月 28 日から令和 9 年 12 月 14 日までです。小作料につきましては、水利費の〇〇円ということになっております。借り人が〇〇さん、鶴園の方になります。以上になります。
○会長	ただいま説明がありましたが、ここで鈴委員の報告をお願いいたします。

○鈴委員	79 番ですが、今までも作っている今までの継続案件でございまして、よく耕作をされてきておりますので、何ら問題はないと思います。終わります。
○会長	次に、畠中推進委員の報告をお願いいたします。
○畠中推進委員	80、81 について報告します。〇〇さんはシキミを中心に、仕事されております。畑もよく管理されており、問題ないと思います。
○会長	次に、弓指推進委員の報告をお願いいたします。
○弓指推進委員	82 と 83 を報告します。〇〇さんが、田んぼを作らないということで、誰か作ってくれて言われたときに、〇〇くんがそばにいて、私が作りますということで、上原の方を別な人に貸して、ここの田んぼを作るようになりました。もう一生懸命やっておりますので、なんら問題ないと思います。よろしく申し上げます。
○会長	ありがとうございました。事務局の説明並びに担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決いたします。受付番号 79 番から 83 番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。従いまして受付番号 79 番から 83 番については、原案のとおり許可することに決定しました。続いて受付番号 84 番から 100 番について審議しますので、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	それでは、引き続き 5 ページをご覧ください。受付番号 84、85 番の貸し人が、〇〇さん、辺志切の方になります。場所につきましては、2 筆とも田代川原字炭床岩渕の 2019 番 1 と 2020 番 2 です。地目は両方とも畑となっております。地積が合わせて 5,461 m ² となっております。貸付け期間が令和 4 年 10 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日までです。小作料につきましては、合計で〇〇円となっております。借り人につきましては、農地中間管理事業に係るものになりますので、以下全て県の地域振興公社となっております。受付番号 86、87 番です。貸し人が、〇〇さん、錦江園の方です。場所につきましては、2 筆とも田代麓字馬渡の 302 番 1 と 303 番 1 です。地目は 2 筆とも畑です。地積につきましては、合計で 6,080 m ² です。期間につきましては令和 4 年 10 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日までです。小作料につきましては、〇〇円となります。続きましてページをめくりまして、受付番号 88 番です。貸し人が、〇〇さん、鹿児島市の方です。場所が、田代麓字油木田 946 番です。地目が畑、地積が 701 m ² です。貸付け期間が令和 4 年 10 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日までです。小作料につきましては、〇〇円です。受付番号 89 番、90 番が、貸し人が〇〇さんです。中園の方になります。場所につきましては、2 筆とも城元字鳥ノ巣 2366 番と 2385 番です。地目が、両方とも畑です。地積が合計で 2,462 m ² です。期間につきましては令和 4 年 10 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日までで

す。小作料につきましては、合計で〇〇円です。受付番号 91 番、92 番の貸し人が、〇〇さん、中園の方になります。2筆とも城元字不動ヶ上で 2552 番と 2555 番です。地目は両方とも畑です。地積が合計で 5,054 m²です。期間につきましては、令和 4 年 10 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日までです。小作料につきましては、合計で〇〇円です。受付番号 93 番、94 番の貸し人が〇〇さん、上之宇都の方です。2筆とも場所につきましては城元字不動ヶ上で、地番が 2564 番と 2571 番です。地目が、2筆とも畑です。地積につきましては、合計で 2,356 m²です。期間につきましては、令和 4 年 10 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日までです。小作料につきましては、合計で〇〇円となっております。受付番号 95 番の貸し人が、〇〇さん。青山荘の方です。場所につきましては、城元字道ノ迫 2477 番 1、地目が畑、地積が 1,706 m²です。期間が令和 4 年 10 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日までです。小作料は〇〇円です。受付番号 96 番の貸し人が、〇〇さん瀬戸山の方です。場所が城元字鳥ノ巣 2375 番、地目が畑、地積が 4,456 m²です。期間が令和 4 年 10 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日までです。小作料が〇〇円です。受付番号 97、98 番の、貸し人が〇〇さん、大原の方です。場所は 2筆とも田代麓井手駄床 5070 番 3 と 5070 番 13 です。地目は両方とも田です。地籍が合計で 1,957 m²です。期間が令和 4 年 10 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日までです。小作料が合計で〇〇円です。受付番号 99 番の貸し人が、〇〇さん、鹿屋市の方です。場所が城元字不動ヶ上 2561 番です。地目が畑、地積が 708 m²です。期間が令和 4 年 10 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日までです。小作料につきましては〇〇円となっております。受付番号 100 番の貸し人が〇〇さん、宮脇の方です。場所が城元字不動ヶ上 2568 番 1、地目が畑、地積が 2,454 m²です。期間が令和 4 年 10 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日までです。小作料が〇〇円となっております。配分計画案につきましては、別紙で A 3 の紙が配付してありますので、そちらのほうをお目通しください。以上になります。

○会長	ただいま説明がありましたが、質疑はありませんか。
○寺田委員	すいません。中心経営体ていえばどういうことをいうの。
○事務局	人・農地プランに載っていらっしゃる方、そういう方を中心経営体というふうに呼んでいたかと。
○会長	ほかにありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決いたします。受付番号 84 番から 100 番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。従いまして、受付番号 84 番から 100 番については原案のとおり、許可することに決定しました。続いて議案第 20 号の農用地利用状況調査による非農地証明判断についてを審議しますので、説明をお願いいた

	します。
○事務局	はい、では9ページをお開きください。今回、B判定がされている大根占地区の方をですね回りまして、この37筆ですね、面積では合計で2万6,260㎡になるんですけども、こちら37筆をですね現況を確認したところ、非農地と判断していいのではないかということで、今回議案に上げたところです。場所の位置図と、場所の写真につきましては別冊でお配りしてあったと思います。そちらのほうはもう事前にお目通しされてるかと思いますので、詳細な説明はいたしませんので、また質問等で、聞きたいことがありましたら、いただければと思います。以上になります。
○会長	ただいまの説明がありました。質疑がある方はしばらくご覧になって、後で質疑をしてください。しばらくご覧ください。何か質疑ありませんか。
○毛下委員	これは写真は、そこに行くんですか。
○事務局	そこに現地に行って写真を撮ります。
○毛下委員	位置図は。
○事務局	位置図はパソコンで、地図のシステムがありますので、そちらを使って作成しました。
○鍋委員	今後全域について、このような形で、おとしていく訳ですか。
○事務局	このような形で、少しずつでも進めていきます。
○会長	質疑なしと認め採決いたします。お諮りします。議案第20号については原案のとおり決定することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。従いまして議案第20号については原案のとおり決定しました。以上で令和4年9月錦江町農業委員会定例総会の付議事項の協議を終了いたします。
○事務局	それでは以上をもちまして、令和4年9月錦江町農業委員会定例総会を終了いたします。姿勢を正してください。一同礼。

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

番

番

議事録調整者